奨学金支給規程

公益財団法人　岩城留学生奨学会

奨学金支給規程

（奨学生の資格）

第１条　本会奨学金の支給を受ける者は、次に掲げるいずれかの資格を有しなければならない。ただし、日本政府（自治体を含む）または他の財団等からの奨学金の支給を受けている者は除く。

(1) アジア諸国の出身者であって、日本国の大学院において学生、または研究生として医学、薬学、化学等の勉学、研究のため留学中の者。

(2) アジア諸国の出身者であって、医学、薬学、化学等の勉学、研究のため日本国内の大学院に留学を希望し、日本国に入国できることが可能な者。

（奨学金の支給金額）

第２条　奨学金の額は月額 10 万円とする。

（奨学金の支給期間）

第３条　奨学金を支給する期間は原則として２ヶ年とする。

（奨学金の交付）

第４条　奨学金は原則毎月一定の日に、直接本人に交付する。ただし、諸事情を考慮し、２ヶ月または３ヶ月に一度の交付とすることができる。

（支給金額の変更）

第５条　受給者に特別な事情が生じたときは、支給金額を変更することができる。

※提出物は学内選考を通過した方のみ作成していただきます。
オンライン申請の時点では作成不要です

（応募手続き）

第６条　奨学金の受給を希望する者は、次の書類を本会理事長に提出しなければならない。

(1) 奨学金受給申請書

(2) 指導教授の推薦書

(3) 日本国の大学院の成績証明書、又は日本国の大学院の入学許可書及び日本国の大学院入学前の成績証明書

(4) 在留カードの表および裏面の写し

(5) その他必要とする書類

（奨学生の決定）

第７条　奨学生は、前条の出願者の中から選考審査委員会を経て、翌年３月中旬までに本会の理事長が決定する。

（奨学生の義務）

第８条　(1) 奨学生は休学、復学、転学又は退学したとき、3 ヶ月以上欠席したとき、又は身分、住所その他重要事項に異動があったときは遅滞なくその旨を本会に届けなければならない。

(2) 奨学生は本会に出向くように要請があったときは、特別な事由がない場合これに応じなければならない。

(3) 奨学生は毎年 10 月に学習報告書を本会に提出し、本会の主催する研究発表会に出席しなければならない。報告書記載方法は別に定める。

（奨学金の休止、停止及び期間の短縮）

第９条　(1) 奨学生が休学し、又は 3 ヶ月以上欠席したときは、奨学金の支給を休止又は支給期間を短縮することができる。

(2) 学業又は性行等の状況により、奨学生としての適性を欠くと認められたときは奨学金の支給を停止することができる。

（奨学金の復活）

第１０条　前条(1)項により奨学金の支給を休止又は期間を短縮された者について、その事由が止んだと認めたときは、奨学金の支給を復活することができる。

（奨学金の廃止）

第１１条　　奨学生が次の(1)から(5)までのいずれかに該当すると認められたときは奨学金の支給を廃止することができる。

(1) 本会への提出書類の記載事項に虚偽が発見されたとき。

(2) 大学において懲戒処分を受け、又は成業の見込みがないと判断されたとき。

(3) 退学したとき。

(4) 第８条の履行を故意に怠ったとき。

(5) その他奨学生としての資格を失ったとき。

（転　学）

第１２条　奨学生が転学したときは、特別な事情があると認められる場合を除き、奨学金を辞退したものと見なす。

（奨学金の返納）

第１３条　奨学金の交付の前後において、第９条又は第１１条の事由が生じていたことが判明した場合は、既に交付した奨学金の全部又は一部を返納させることができる。

附　　則

（施行）

この規程は、平成 22 年 11 月 1 日から施行するものとする。

[改定履歴]

年　月　日	施行・改訂	摘　　要
平成 22 年 11 月　1 日	施行	
平成 31 年　3 月 14 日	改定	
令和 7 年 3 月 19 日	改定	